

令和5年度 今田小学校いじめ防止の基本方針

令和5年4月1日改定
丹波篠山市立今田小学校

1 いじめ防止等のための学校の方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

- ア すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の取組を推進する。
- イ すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ウ いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域、行政機関その他関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざす。
- エ 「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童でも起こりうる」という共通認識のもと、全職員で未然防止、早期発見、早期対応に組織的に取り組む。

(2) いじめの定義

子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って、いじめ対応チーム会議により組織的に行う。
「丹波篠山市子どものいじめの防止等に関する行動指針」より】

(3) いじめの基本認識

- ア いじめはどの子にもどの学校でも起こり得るものである。
- イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- エ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- オ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- カ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- キ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えててしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(4) 危機管理の「さ・し・す・せ・そ」の実践

| | |
|---|----------|
| さ | 最悪を想定して |
| し | 慎重に |
| す | 素早く |
| せ | 誠実に |
| そ | 組織的に対応する |

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1)いじめ（防止）対応チームの設置

ア いじめを防止し、児童が安全に安心して学校生活が送れるように、いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

イ 「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ（防止）対応チーム」を置く。

(2)いじめ（防止）対応チームの構成（管理職以外の任期はその年度とする）

ア いじめ未然防止検討時（通常）

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、教員2名（以上、生徒指導委員会の構成員）で構成する。

イ いじめ事案への対応時

アの構成員に加え、校長の指示のもと、当該児童担任、関係教員を加える。

ウ 関係機関等連携が必要な時

必要に応じ、校長の指示のもと、特別支援教育コーディネーター、人権教育推進担当を加える。また校長の判断により必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校外の心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者に委嘱する。

(3)いじめ（防止）対応チームの役割

ア 「今田小学校いじめ防止の基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ 心の教育総合センターの「いじめ未然防止プログラム」の活用等、いじめの対応に関する校内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る役割

ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割

（相談・通報の窓口として「いじめ（防止）対応チーム」があることを周知する）

エ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

カ 「今田小学校いじめ防止の基本方針」の策定や見直し、いじめ防止の取組が計画通り進んでいるかの点検、いじめの対処がうまくいかなかつたケースの検証、必要に応じた計画の見直し等いじめ防止の取組について検証を担う役割
（学校評価を通じていじめに係る取組状況等の把握に務め、取組の改善を図る）

キ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割

3 いじめの未然防止のための取組

(1)学級集団づくりの充実

ア 教職員への信頼

イ 教職員の協力協働体制

ウ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

エ 児童の主体的な活動（異年齢間の交流活動、児童会によるいじめ防止活動等）

(2)命や人権を尊重し豊かな心を育てる教育の推進

| 取組 | ねらい | 具体的な内容（時期・回数等） |
|-------------------------|---|--|
| 児童の実態把握 | 児童や学級の様子を知り、個々の置かれた状況や精神状態を把握する。 | 職員会議での児童共通理解（毎回） いじめアンケートの実施（学期に1回） 子供個人懇談の開催（学期に1回） S Cとの連携（来校日） |
| 人権教育の充実 | 生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。 | 参観日の公開授業（年1回） 人権感覚を支える授業作り（年間） 人権朝会（年間） 人権学習の日の設定（毎週木曜日） |
| 道徳教育の充実 | 人権尊重の精神を大切に、日常生活に生かす道徳心や実践的態度を養う。 | 特別の教科道徳の推進（週1回） 教科書、兵庫県版道徳教育副読本の活用（年間） 係や委員会の活動（年間） |
| 体験活動の充実 | 他者、社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を体得する。 | 作陶活動（5月、6月） 体験型環境活動（3年：年間） サギソウの保護活動（4月～10月） 自然学校（5年：6月） 修学旅行（6年：10月） キャリア教育（年間） 福祉教育（4年：年間） 高齢者との交流（2年：2学期） 幼稚園児との交流（1年5年：2月） |
| コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実 | 他者と関わる機会を増やし、他者の傷みや感情を共感し、受容するための想像力や感受性を養う。 | 授業時の問い合わせや意見交流（常時） 代表委員会（月末金曜日） 学級会（年間） 朝の会・終わりの会（毎日） 高齢者大学との交流（5年6年：10月） |
| 児童が自ら主体的に行う取組の充実 | 児童会の活動を通して、認め合い、助け合う人間関係を築く。また、自発的、自治的な活動を通していじめの防止を訴え、解決を図れるような取 | なかよし班を利用した活動 1年生を迎える会（5月） 運動会（9月） 6年生を送る会（3月） 外そうじ（5月～11月） |

| | | |
|-----------------------------|---|---|
| | 組を推進する。 | なかよし班遊び (随時) 児童会委員会活動 (年間) 児童朝会 (月1回) |
| 保護者や地域への働きかけ | いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を啓発する。 | ホームページの更新 (随時) 学校評価 (中間期、年度末) 今田小懇談会 (6月) PTA学習会 (10月) 学級懇談会 (4月、3月) 家庭訪問 (4月、5月) 個人懇談 (7月、12月) 学校だより (月1回) 学級通信 (週1回) |
| インターネットを通じて行われるいじめに対する取組の推進 | インターネットを通じて発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて発信される様々な情報の特性の理解を図るとともに、各家庭で作られた「インターネット利用時のルール」を守る態度を育てる。 | 児童に対して 情報モラル教育の推進 (インターネット利用時のルールの遵守) 専門家を活用した授業 学習資料の配付と活用 保護者に対して 情報モラル等に関する啓発資料の配付 (インターネット利用時のルールの作成) 専門家を活用した講演会等の実施 学級懇談会等を利用した情報の共有 |

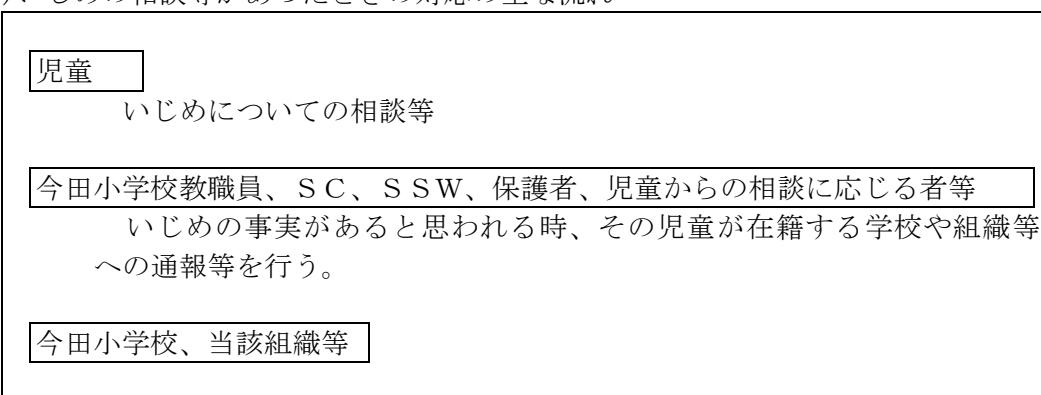
4 いじめの早期発見のための取組

| 取組 | ねらい | 具体的な内容 (時期・回数等) |
|------------------------|--|---|
| 日々の観察 (日記の活用を含む) | 日常の生活の観察や日記などの内容から児童の日々の様子や友だちとの関係を捉え、心の安定を図る。 | 授業や休み時間等の観察活動 (常時) 日記等の指導 (随時) 校内・校外の生活指導 (随時) |
| 教育相談の実施 (学校カウンセリング) | 校内の教職員や学校カウンセラーとの好ましい関係性を築き、安心して生活できる環境を整える。 | S Cによるカウンセリング (月1~2回) 授業中の問い合わせや休み時間中の会話 (常時) 子共個人懇談の実施 (学期に1回) |
| いじめ実態調査アンケートの実施 | 児童個々の実態 (アンケートは卒業時まで保管) を把握し、早期発見、未然防止と再発防止に務める。 | いじめアンケートの実施 (学期に1回) |
| 児童についての情報交流と共通理解 | トラブルがあった児童や気になる児童について情報交流を | 職員会議での児童共通理解 (毎回) |

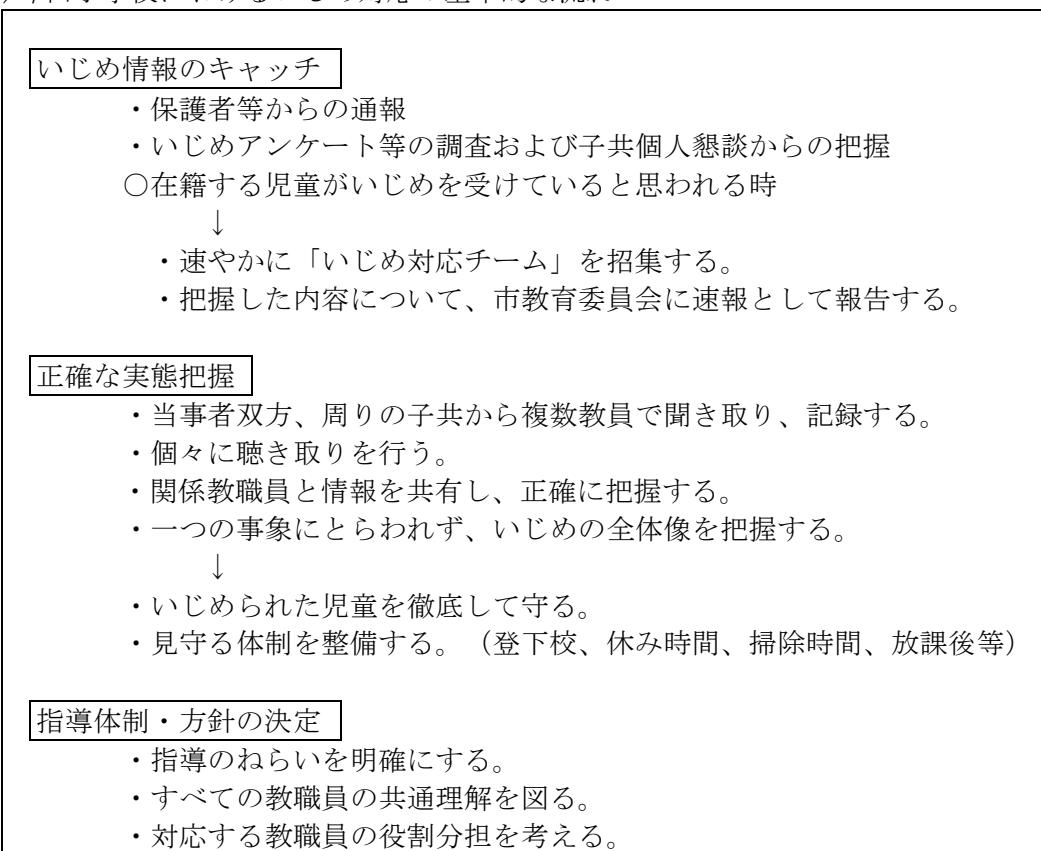
| | | |
|---------------|---|--|
| | 行い、全教職員で共通理解を図る。 | 生徒指導委員会での情報交流（月1回） |
| 保護者、地域からの情報収集 | 保護者や地域の方からの情報を得ることで、早期発見、未然防止と再発防止に努める。 | 学校評価（学期に1回） 今田小懇談会（6月） PTA学習会（10月） 学級懇談会（4月、2月） 家庭訪問（4月、5月） 個人懇談（7月、12月） 外部講師による授業（年間） |

5 いじめの早期対応のための取組

(1) いじめの相談等があったときの対応の主な流れ



(2) 今田小学校におけるいじめ対応の基本的な流れ



- ・市教育委員会、関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援

【指導・支援にあたって】

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。

【具体的な対応】

- ・いじめを受けた児童、又はその保護者に対する支援
- ・いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言
- ・それぞれ、心理・福祉等の専門家の協力を得て、複数の教職員により継続的に実施

【実施する措置・留意事項】

- ・安心して教育を受けられる措置
　いじめを受けた児童、その他の児童が安心して教育を受けられるようするために必要な措置を実施する。
- ・いじめの事案に係る情報の共有
　いじめを受けた児童の保護者と、いじめを行った児童の保護者との情報を共有するための措置を実施する。
- ・警察署との連携
　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は警察署と連携してこれに対処する。
　児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

保護者との連携（児童への指導・支援と並行して）

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の小学校との連携方法を話し合う。

再発防止・未然防止活動

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(3)いじめが起きた場合の対応の留意点

ア いじめられた児童に対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。

- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- イ いじめられた児童の保護者に対して
- ・事実確認をしたその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - ・家庭で児童の変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- ウ いじめた児童に対して
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
 - ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- エ いじめた児童の保護者に対して
- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ・児童の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- オ 周りの児童に対して
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全體に示す。
 - ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
 - ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
 - ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- カ 継続した指導
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
 - ・教育相談、日記、手紙等で積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
 - ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
 - ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
 - ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(4)いじめ解消の要件

- ア いじめに係る行為が止んでいること
・いじめ行為が少なくとも3ヶ月間止んでいる。
・いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、より長期の期間を設定できる。
- イ いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと
・いじめられた児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていない。
・いじめられた児童及びその保護者に対して面談等を行い、確認する。
- 以上の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(5)特に配慮を要する児童への対応について

学校として特に配慮が必要な児童（障害のある児童、外国につながる児童、被災児童等）については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

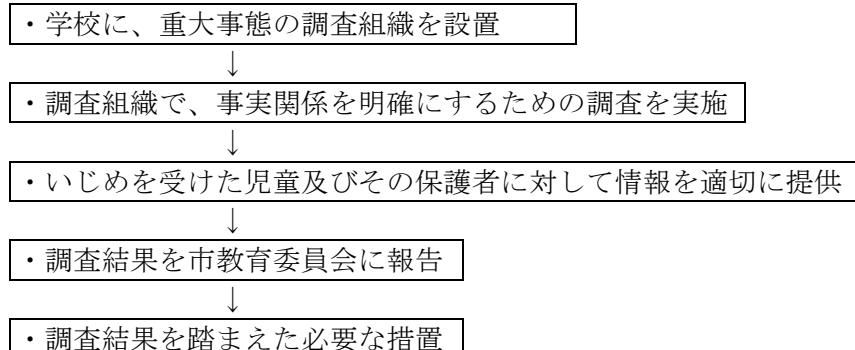
6 重大事態への対処

(1)重大事態の意味

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合 等
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
- ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時

(2)重大事態の報告・調査

- ア 重大事態を認知した場合、学校は、直ちに市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- イ 調査の主体は、学校又は市教育委員会とする。学校を調査の主体とする場合、「いじめ対応チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
- ウ 対応の流れ



7 いじめの防止に係る年間計画

| 月 | 職員会議等 | 未然防止に向けた取組 | 早期発見に向けた取組 |
|----|--|---|---|
| 4 | 職員会議（児童共通理解） 生徒指導委員会（いじめ防止対応チーム会議を含む） | 人権感覚を支える授業 特別の教科道徳 キャリア教育 情報モラル教育 朝会、児童朝会 人権学習の日 係、委員会活動 学校だより、学級通信 学級懇談会 家庭訪問 | 日々の観察活動 日記等の指導 校内・校外の生活指導（登下校指導を含む） S Cによるカウンセリングと情報交換 |
| 5 | | 体験型環境学習 外そうじ 家庭訪問 1年生を迎える会 作陶活動 オープンスクール | |
| 6 | | 作陶活動 自然学校 今田小懇談会 | いじめアンケート 子共個人懇談 |
| 7 | | 個人懇談会 | 学校評価 |
| 8 | | | |
| 9 | | 運動会 | |
| 10 | | オープンスクール 高齢者大学との交流 修学旅行 人権参観日 P T A学習会 | |
| 11 | | | いじめアンケート 子共個人懇談 |
| 12 | | 個人懇談会 | 学校評価 |
| 1 | | | |
| 2 | | | いじめアンケート 子供個人懇談 |
| 3 | | 6年生を送る会 学級懇談会 | |